

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について

趣旨等

消費税率の引上げ(平成26年4月)に際し、

- 1 低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給する。
- 2 その影響等を踏まえ、子育て世帯の消費に対して、臨時特例的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する。

※ 平成26年度に1回限りの事業として実施されたが、消費税の再増税(8%⇒10%)の延期により今年度も継続して実施

全額国庫補助
(補助率10/10)

事業の概要

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成27年度市民税(均等割)が課税されない方(課税者の扶養親族を除く)
(住民登録基準日:平成27年1月1日)
※ 生活保護受給者は**支給対象外**

平成27年6月分児童手当(特例給付を除く)の受給者
(住民登録基準日:平成27年5月31日)
※ 生活保護受給者にも**支給される**【H26:支給対象外】

支給額

対象者1人当たり **6,000円(加算措置なし)**
【H26:1人当たり10,000円(年金受給者等への加算5,000円)】

対象児童1人当たり **3,000円**
【H26:対象児童1人当たり10,000円】

対象者数及び予算額

※いずれも予算要求時における推計

支給対象者数 20,800人
(課税状況等により支給対象外となる方が一部含まれている)
予算額:150,000千円(給付費124,800千円・事務費25,200千円)

対象児童数 9,700人
予算額:40,000千円(給付費29,100千円・事務費10,900千円)

給付金の重複

どちらの支給要件にも該当する場合、**両方とも支給される**【H26:併給調整により臨時福祉給付金のみ支給】

受付・周知方法等

- 申請書の交付 平成27年8月初め(対象と見込まれる世帯に郵送)
- 受付方法 郵送または窓口
- 受付期間 平成27年8月8日(土)～平成28年1月29日(金)
午前9時～午後5時

- ※ 市広報7月号及びホームページに掲載して周知
- ※ 厚生労働省にて作成中のポスター・チラシを公共施設等に掲示予定

【特設窓口】8月8日(土)・9日(日)

市役所、北村支所、栗沢支所、コミュニティプラザ
幌向総合コミュニティセンター(ほっとかん)

【通常窓口】8月10日(月)以降(土・日・祝日・年末年始を除く)

市役所、北村支所、栗沢支所
各サービスセンター(有明交流プラザ・朝日・幌向・美流渡)